

第三定
(第一目)

第三回福生市議会 定

例 会会議録(第十号)

昭和五十二年 九月十二日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が招集された。
一 出席議員は次のとおりである。

一番	原 敏子 君	二番	松 山 清 君
三番	原 田 生也 君	四番	村 野 武男 君
五番	森 田 治男 君	六番	村 尾 栄次 君
七番	鈴 木 藤次郎 君	八番	山 崎 良之助 君
九番	竹 田 政 勝 君	十番	指 田 保 雄 君
十一番	宇 佐 美 良 時 君	十二番	貫 井 喜代次 君
十三番	小 林 菊 三 君	十四番	田 村 市 郎 君
十五番	小 林 菊 三 君	十六番	小 堀 仁 七 君
十七番	関 米 吉 君	十八番	東 田 正 治 君

十九番	大野行夫君	二十番	宮沢良一君
二十一番	高波忠君	二十二番	末次性男君
二十三番	岩田博君	二十四番	塩野鉄之助君

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠員は次のとおりである。

十三番

一 議会議務局職員は次のとおりである。

議事	議長	古谷使男君	議事	市川昭利君	臨時連 託事務 補佐員	青木玲子君
議事	局長	保長	市川昭利君	川久保友子君		

一 出席説明員は次のとおりである。

市長	石川常太郎君	助役	篠崎俊夫君
収入役	橋本孝蔵君	教育長	町田倍二君
企画財政部長	浅見裕康君	総務部長	上野重勝君
市民部長	生子国利君	福祉部長	森田猛君
建設部長	青藤多市君	教育次長	内田和雄君
福祉事務所長		水道事務所長	田村忠雄君
事務取扱参事		事務取扱参事	田村忠雄君
監査委員事務局長	高水求君	企画財政課長	森田進君
参事		秘書室長	坂本昭君
税務課長		管財課長	
庶務職員課長			

市民課長	君	經濟課長	君
衛生課長	君	保險年金課長	君
土木課長	石川和夫君	都市計画課長	関口清君
下水道課長	君	會計課長	君
選挙管理委員	乙津宗吉君	庶務課長	君
会事務局長	君	社会教育課長	君
学務課長	君	市民会館長	君
学校給食課長	児島亀之助君	公民館長	君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十三年第三回福生市議会定例会議事日程

開議日時 九月十二日（火）午前十時

日程第一	會議録署名議員の指名		一
日程第二	会期の決定		二
日程第三	一般質問（原議員、松山議員、原田議員、宮沢議員、村野議員）		四
日程第四	陳情書の変更願について		以下
日程第五	議案第八十六号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例		二日目
日程第六	議案第八十七号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例		
日程第七	議案第八十八号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例		
日程第八	議案第八十九号 福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例		
日程第九	議案第九十号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
日程第十	議案第九十一号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例		
日程第十一	議案第九十二号 福生市健康センター条例		
日程第十二	議案第九十三号 昭和五十三年度福生市一般会計補正予算（第二号）		

日程第十三

議案第九十四号

昭和五十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算

(第一号)

日程第十四

議案第九十五号

昭和五十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整

理事業会計補正予算(第二号)

日程第十五

議案第九十六号

昭和五十三年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)

日程第十六

議案第九十七号

財産の取得について

日程第十七

陳情第五号

熊川武蔵野会館名称変更に関する陳情書

午前十時

開会・開議

○議長(岩田 博君)

ただいまから昭和五十三年第三回福生市議会定例会を開
会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長(岩田 博君)

日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、議長
において

二十番 宮沢 良一君

二十一番 高波 忠君

二十二番 末次 性男君

以上三名を指名いたします。

○議長(岩田 博君)

この際報告事項がありますので、事務局長をして諸般の

報告をいたさせます。

(古谷議会事務局長報告)

- 一、昭和五十三年第三回福生市議会定例会の招集について(別添参照)
- 二、議案の送付について(別添参照)
- 三、議案の訂正について(別添参照)
- 四、請願・陳情の受理について(別添参照)
- 五、議案説明員の出席要求について(別添参照)
- 六、昭和五十三年第一回定期監査の結果について(別添参照)

○議長(岩田 博君) 以上で報告は終わりました。

○議長(岩田 博君) 日程第二 会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 塩野 鉄之助君 登壇)

○議会運営委員長(塩野 鉄之助君) 御指名でございますので、去る九月六日に

開催した議会運営委員会の結果を報告させていただきます。

今次定例会には、長から提出されます条例七件、補正予算四件、財産の取得一件、議会側から陳情関係二件、及び一般質問が行われますが、日程は、すでにお配りしてあるとおり、冒頭に一般質問を行い、議案審議に入る前に、継続中の陳情書の変更願いをお願いすることにいたしました。

又、議案中、一部即決を願うものもございますが、残りはお手元の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託することにし、福祉関係四条例は一括上程とすることにいたしました。

一般質問は、慣例に従い通告順にお願いすることになっております。

これら議案数及び内容、並びに会期中の休日、祝日、あるいは委員会審査日数、事務処理日数等勘案し、会期は本日より二十六日までの十五日間とすることに決定いたしました。

なお、本日の会議終了後、議会側で全協を予定しておりますので、日程の消化状況を見て区切りのよいところで本日は打ち切り、残りは明日ということに議運は承知をしておりますので、あらかじめお含みおき願います。

以上でございますが、本日の議事が議運の決定どおり円滑に運ばれますよう御協力をお願い申し上げます報告いたします。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の報告は終わりました。
お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されましたとおり、九月十二日から九月二十六日までの十五日間と決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって、会期は十五日間と決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第三 一般質問を行います。

一般質問についてはすでに通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。

一番 原 敏子君。
(一番 原 敏子君登壇)

○一番(原 敏子君) 一般質問をさせていただきます。

まず最初に保育問題について、今後の保育料について。

大企業優先の日本経済のもとで、インフレ、不況が長引き、日本の低賃金、長時間労働、労働強化がもたらした円高問題等で、私たち市民はいま二重、三重の苦しみを受けています。物価の値上げは天井知らず、石油危機以上の物価高に、市民はかつてない生活難、営業難を強いられています。このような社会情勢の中で、共働き家庭が年々ふえています。広範な市民は、いま地方自治体に対して、生活防衛の施策に切実なる願いを期待しております。このような市民の生活を少しでも守るために、自治体として積極的な施策が必要であると私は考えます。このような現状の中では、今後保育料は値上げすべきではありません。市長はどのように考えておられますか、質問いたします。

二点目、市立保育所での障害児保育実施の考え方について。

障害児は、乳幼児の段階からその障害にふさわしい保育、教育と医療訓練を保障されるならば、障害を克服し、人間として成長、発達できることについては、すでに各地に多くの実例が出ています。その点で、来年度の養護学

校の義務化を完全に実現させ、すべての障害児にその障害と発達に見合った行き届いた教育によって、障害を克服し、基礎的な知識や技術、判断力を身につけさせることは、国民教育の最も重要な課題です。この課題を果たす上で、国と自治体の責任は、障害児に必要な学校、学級をつくり、現代科学や技術の成果を積極的に取り入れた教育諸条件を整備することにあります。同時に、障害児教育では義務教育の完全保障の実を上げるためにも、乳幼児期からの早期の教育、医療、訓練の保障のための措置の確立が急がれる必要があります。

福生市におきましても、障害児教育の充実の前提として障害児の保育の充実が必要でありますし、それを行わなければならないと考えます。市長の施政方針の中でも述べられましたように、障害児の保育について、障害児加算を本年度初めてつけられました。しかし、この障害児加算につきましても、民間保育所であり、しかも額が非常に少ないため、障害児のより良い保育というのは民間保育所の犠牲の上に成り立っています。このような福生市の現状を見ますと、障害児保育に対する市としての方針を持ち、

制度化をしていくことが非常に重要であると考えます。又、障害児を受け入れられる保育所をつくるのではなく、全保育所で障害児を受け入れるのだというようにしなければいけないと思います。私はさきの三月議会でも質問しましたように、市立保育所における障害児保育の実施ができないようでは、民間保育所に対しても指導がしにくいのではないかと考えます。現在、市立保育所についてどのように考えられているか、再度質問いたします。

学校給食食器の改善について、はしの使用実施の考え方について。現在の学校給食の大きな問題は、日本人の伝統的な食習慣であるはしがほとんど使われずに、先割れスプーンが万能的に使われていることです。先割れスプーンは、学校給食の現場の知恵から生まれたものです。この一本で、ナイフ、フォーク、スプーンにも兼用でき、洗う手間も最小限で済む。その上、金属だから耐久性もあります。要するに、安くて便利で安全だということ。昭和三十年代にかけて全国の小・中学校の給食に導入されました。現在、小学校で九五%が先割れスプーンを使っています。先割れスプーンは、一本ではさむ、切る、刺す、すくうの四つの機能を果たすことができると言われています。

が、実際には中途半端な不完全な機能しか果たしていません。このため、指を丸めて食器に口を近づけて食べる犬食いがふえた、はしを満足に使えない子供がふえた、先割れスプーンが使いにくいので指を添えて食べる新入生がふえ、不衛生であるという、きわめて憂慮すべき状況が生まれています。これは、家庭や社会の食習慣や食文化の伝統を無視して、先割れスプーンを大人の御都合主義で子供たちに無理に押しつけた結果です。先割れスプーンが生まれたのは、安くて便利だという、給食管理者の行政優先の考え方です。そもそも学校教育は、読み方は標準語、書き方は楷書体となっています。小学生でさえ憲法や日本史は習っています。だとすれば、給食の食べ方は、当然、日本や世界の標準的な食べ方、つまり、軟立に応じてはしゃナイフフォーク、スプーンを使い分けさせることが教育であり、しつけであると思います。私は昨年の六月議会でも、この先割れスプーン使用について質問いたしました。その後、ことしの四月より、一小におきまして、試験的にはしの使用をしていると聞いていますが、先割れスプーンを廃止して正しい食器を使用することについて、どのように考えられるか市長に質問いたします。

最後に、生活貸付資金制度について、貸付け限度額引き上げについて質問いたします。

市民の生活は、不況とインフレ、高物価の中で日に日に圧迫されてきています。このような社会情勢の中で、サラリーマン金融に走って被害を受けている市民も数多くいます。このサラ金の被害は各新聞でも報道していますように、一家心中や自殺などの痛ましい事件となっています。こうしたサラ金悲劇が福生市で起こらないように、又、諸物価値上がりの今日、現在の生活貸付資金の限度額十万円を引き上げる必要がありますが、市長はどのように考えられているか質問いたします。

又、貸付け金額五万円までは保証人なしとし、貸付け条件の緩和こそが、いまの社会情勢から見ても必要と考えます。秋川市で実施しております市民ローンについても、福生市でも緊急に設置すべきですが、市長の考え方を伺います。

以上、三項目について、私の一般質問といたします。

(市長 石川 常太郎君 登壇)

（市長（石川常太郎君）

ただいまの御質問につきまして御答弁を申し上げたいと思います。

学校給食のはしの使用というものを除きますと、かつて御質問をいただいたものでございます。又、社会情勢が御承知のような時代になりましたので、なかなか生活が困難であるというところから端を発した御質問が多いわけでございます。私の答弁といたしましても、本当に市民の方々が生活が大変であるということもよくわかりますし、御要望を全部、おっしゃるようになんかえられますれば、私も大変気が楽でございます。又、ぜひそうしたいとも思うんですが、どうしても一般の市民の方々がお苦しみになっているというような状況下におきましては、市といたしましても財政的に大変苦しいでございます。又、現在の満足ももちろん大事でございますけれども、いつも申し上げておりますとおり、将来のことも大事でございます。新しい市でございまして、社会的投資が非常に多いものでございまして、なかなか御要望に沿い兼ねるような始末でございまして、申しわけなく存じておるわけでございます。

後ほど各担当より御説明を申し上げますが、保育料の改定につ

きましては、現在まで御承知のような経過をたどってまいりまして、いまのところ国の基準の四三・七％ということになっておりまして、なかなか保育料は高いようでございますが、基準から見ればかなり低くなっているわけでございます。国の方といたしますと、全額を出していただけたこととでございますけれども、この市といたしましてもそうはまいりませんので、国より低くやっているわけでございます。そこで所得の相当ある方々につきましては、半分以上も公費で賄うということは、税金の使い方といたしまして公正を欠くとも言えますので、今後、専門委員会にお諮りを申し上げまして、格差の是正というような面から検討をしていただきたいと思います。思っております。

次に、保育所での障害児の保育実施でございますが、前回、同様の御質問をなうたいしたわけですが、前回御答弁申し上げたように、ただいま申し上げますように、市全体の施設づくりに取り組んでおる最中でございまして、そう遠くなく第八小学校の建設、又、そのうちには第四中学校建設だとか、又、福祉会館の改造であるとか、そのうちには又、数年いたしますれば、当然、市庁舎の問題も出てまいりまじやうし、公園の点もございまして、市民全体のための

投資がメジロ押してございます。そんなような関係でございまして、現在の段階とい
たしましては、まことに申しわけなく思いますけれども、いましばらくお待ちをいただ
きますように御理解をいただきたく、重ねてお願いを申し上げます。

次に学校給食でございしますが、この点につきましては専門家でございする
る教育委員会を担当者から御説明を申し上げさせていただきます。

次の問題でございまして、生活資金の貸付金の問題でございしますが、貸
付金につきましては社会福祉協議会にお願いをしてあるわけでございしますが、
昨年の七月に五万円から十万円に限度額を引き上げたわけでございします。
まことに申し上げにくいようなことでございますが、五十一年度の例を見ましても
五十一年度はまだす、かりできておりませんので、五十一年度の例を見ましても
実は滞納額が少々ございまして、全体の約三分の一くらいが滞納になってい
るのでございます。結局、税金や寄付金というものを元手にしております
ので、運用につきましては、やはりこれは慎重にやらなければならぬというふ
うに考えるわけでございます。ただ、十万円の限度額の生活資金の貸付
け中、少額につきましては保証人を省いてもよろしいのではないかというような考

えもございしますので、その保証人なしの限度とか、あるいはその前に、保証人なし
でもよろしいかどうかと、そういうようなことは社会福祉協議会の方に御検討を
お願いしようかというふうに考えているわけでございます。市民ローンにつきまし
ては、秋川市さんでお始めになったようでございますが、現在のところ生活資金
の貸付金の制度を御利用をいただきたいと思いますと思っております。

なお、落しましたが、生活資金の貸付制度につきましての限度額は、
やはり諸市の状況から見まして十万円ぐらいはひとつ限度に据え置いてや
りたいと、このように思っているところでございます。

以上、申し上げましたが、細部につきましては担当から御説明を申し上げま
すので、お聞き取りをいただきたいと思います。

○教育長（町田 倍二君） 私から市長にかわりまして、学校給食のはしの使用
実施の考え方につきましてお答え申し上げます。

すでに御案内のように、現在、学校給食で使用しております食器のうち、
先割れスプーンにつきましては全校の学校がこれを使用しておりますが、学校
給食は御承知のように、献立におきましてはパンとか牛乳を基本といたしまし